

定年について

「就業規則に準ずる文章」より

(定年)

第7条 職員の定年年齢は満65歳とし、定年退職日は定年年齢に達した日以降の12月末日とする。

定年後、常勤嘱託として契約することがある。契約期間は、原則として1年とする。但し、協会が必要と認めた場合、再度嘱託契約を締結することがある。

2 役員の定年は満65歳とし、会長その他これに相当職又は専務理事その他これに相当する職にある者で特別の事情がある場合は、70歳に達するまでとする。